

東邦大学理学部第6回ホームカミングデー講演要旨

平成29年10月28日

東京歯科大学

法歯学・法人類学講座

笠原典夫

一般に、医学は病める個人を対象とした臨床医学と、集団や環境、社会システムを対象として人々の健康増進に寄与する社会医学に分類される。社会医学には公衆衛生学や災害医学等と並び、法律に関係のある医学的問題を研究し、応用する法医学がある。我々が専攻する歯学は医学の一分野であるから、社会医学に対応した社会歯学という学問領域が存在し、法医学に対して法歯学という研究分野が在る。他の社会歯学の研究分野は歯や口腔に関係した研究分野を取り扱うというだけで、その内容や研究手法に大きな差は無いが、法律的な問題を取り扱う法医学と法歯学ではその内容が大きく異なるのである。法医学は御遺体の死因の解明が第一義であるのに対し、法歯学は御遺体の身元を確認するための学問、言い換えると個人を識別することを主たる目的としているのである。

では、個人識別を専門とする法歯学が必要とされる状況とは如何なる場合であろうか。過去、法歯学の知識・技術を要した代表的な事例には、日本航空機墜落事故、スマトラ沖地震、東日本大震災などがある。いわゆる大規模災害と呼ばれるような大勢の犠牲者が発生した事案に有用であったことが実証されている。

現在、世界標準的な身元確認のための手段は、指紋・歯科記録・DNAの3つがある。これらの情報のうち、2つが合致すれば同一人として判断されることになる。これら3つの情報が持つ特徴はそれぞれ異なっており、諸外国ではそれぞれの優位性・有効性を活かし、極めて効率的な身元確認作業が行われている。しかし、本邦においてはDNA鑑定に過度に偏重する傾向があり、あたかも個人識別においてはDNAが万能であるかのように認識されていることに大変危惧している。また、DNAに関連した研究に従事する人間は非常に多い一方で、解剖を行う法医学者や歯科所見をとる法歯学者の数は極めて少なく、将来的に本邦における人の「死」に関する適正な法の執行・管理が困難になることが容易に想像される。

そこで、本講演では本邦における法歯学を取り巻く現状について、スマトラ沖地震の津波被害の際の身元確認作業を紹介するとともに日本の法歯学ならびに法科学（Forensic Science）の危機的状況について紹介したい。